

平成 29 年 12 月 定例会（第 330 回）

平成 29 年 12 月 11 日（月曜日）午後

◆二十四番（田尻匠）（登壇）議長のお許しをいただきまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、民泊サービスについてお伺いをいたします。

今、観光地を中心として、民泊という言葉がマスコミや行政、国民の間で話題を呼んでいると思います。特に、近畿地方では京都や大阪、そして奈良や神戸など、人気観光地では地域や住民との密接な関係ができてきています。

今日、観光客の大幅な増加により、ホテル、宿泊施設が足りないなど、観光地では大変大きな問題になってきております。その対策の一環として、宿泊施設をふやそうとする目的のために、住宅宿泊事業法が本年六月十六日に公布され、平成三十年六月十五日に施行されます。この法律の概要は、住宅宿泊事業に係る制度の創設により、現在の許可制から都道府県知事への届出により事業が開始ができます。

家主居住型の場合は、住宅宿泊事業の適正な責務を義務付け、衛生問題として、一人当たり三・三平方メートル以上の床面積の確保、安全と衛生問題として、宿泊者名簿の作成・備え付け、近隣トラブルの防止として、騒音防止等の宿泊者への説明・苦情への適切かつ迅速な対応、玄関等への標識掲示などです。

家主不在型の場合は、先ほど述べました措置を住宅宿泊管理業者に委託をすることを義務付けております。

都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施し、住宅宿泊管理業者に係る制度の創設は、国土交通大臣への登録が必要となり、住宅宿泊管理業の適正な遂行の責務、国土交通大臣は住宅宿泊管理業者に係る監督を実施しながら、住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設といたしましては、観光庁長官の登録が必要、住宅宿泊仲介業の適正な遂行の責務、観光庁長官は住宅宿泊仲介業に係る監督を実施するなど、

この住宅宿泊事業法、民泊問題は全国各地、特に多くの観光客が訪れます都市部において、違法民泊が激増し、周辺住民の安全・安心が脅かされるトラブルが各地で発生をしているようであります。

このような問題は、この奈良でも発生をしております。先日、ならまちにお住まいの方にお会いしました。民泊のことで話を聞いてほしいとの要望でございました。その方の自宅すぐ近くに、見慣れない外国人の方が夕方から夜にかけて、多くの方がスーツケースを引っ張り、ゴロゴロと歩いている姿が連日見られるようであります。そして、近くのスーパーでお弁当、お酒、お菓子を購入され、民泊施設に宿泊され、深夜まで大きな声で騒ぎ、そして、次の日昼ごろ、スーツケースを引っ張りながら、出ていかれるようであります。道路にごみ、空き缶、空き瓶などを捨てていかれるとのことであります。住民が注意しようとしても、言葉が通じない、民泊施設には誰も常駐管理者はいない、事業者はわからないという違法民泊ではないかと困っているとの相談でございました。

奈良に海外から多くの観光客が来られることは歓迎することではありますが、やはりその地域にはその地域のルールやマナーや文化がございます。また、事業主や従業員不在で行われております宿泊業の問題として、火事や犯罪、感染症が発生した際の対応が遅れるとの心配もございます。

そこで、知事にお伺いをいたします。

今日まで、奈良県内では民泊施設はいくつございましょうか。違法民泊はどのように把握されておられますか。これからふえていくであろう民間宿泊施設について、良質で安全で、地域住民との共存について、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、ラグビーワールドカップ二〇一九、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズの取り組みについて、お伺いをいたします。

二〇一九年九月二十日から十一月二日までの四十四日間、ラグビー

ワールドカップが日本で開催され、東大阪市、神戸市など全国十二都市で世界から二十チームが参加をされ、アジアで初めての開催となり、四十八試合が行われる予定であります。最近の日本チームの活躍は、前回の二〇一五年のワールドカップイングランド大会で、南アフリカ代表選に歴史的な大勝利をして、サモア代表、アメリカ代表にも勝利して三勝してから、一気に国内人気、関心が高まり、マスコミにも大々的に報道されることになりました。

この大会は、前回の二〇一五年のイングランド大会では、世界の視聴者数が延べ四十億人、観客数二百四十七万人と推測される世界的ビッグイベントが、お隣の東大阪市花園ラグビー競技場で開催されることは、奈良県にとりましてもキャンプ地誘致や練習場提供など、ラグビーワールドカップに奈良県も参加していることが、世界的にPRできるチャンスだと考えております。

次の二〇二〇年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピック・パラリンピックのことは私が述べるまでもなく、皆様ご承知の世界の超ビッグイベントであります。二〇二一年には関西広域連合加盟の奈良県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県、徳島県、鳥取県の八県と、大阪市、京都市、神戸市、堺市において、五月十四日から五月三十日までの十七日間、ワールドマスターズゲームズ二〇二一関西が、三十二競技五十五種目で開催されます。奈良県内では、葛城市で綱引き、吉野町でカヌー大会が開催されます。

このワールドマスターズゲームズは三十歳以上、誰でも参加でき、四年に一度開催される生涯スポーツの国際総合競技大会で、参加者は競技と観光の両方を目的に、開催地域を訪れます。本大会はアジア初であり、これまでの一都市開催から関西全域の広域開催は歴史を塗りかえる画期的な大会となります。

このように、二〇一九年から二〇二一年までの三年間、連続して奈良県に関係する世界のビッグイベントが開催されることは大変うれしいことで、まさしくビッグチャンスと捉えております。

先月の十一月二十日には、三大会組織委員会が広報PRやボランティアなどの大会準備、運営面で三大会が連携協力する三大会連携協定が締結をされました。それに加えて、国内七校の外国語大学と、二〇二一年のワールドマスターズゲームズ成功に向け、人的、教育、研究、PR活動を目的に協定が締結をされました。このように、各組織委員会が力を入れて取り組む大会ですが、何よりも国民や奈良県民の機運の盛り上げ、関心、注目度だと思えます。

ここで私の体験談であります。昭和三十九年、幼稚園児の時でありましたが、東京オリンピック聖火リレーが奈良県にまいりました。母親に連れられ、橿原市へ聖火リレーを見学にまいりました。近鉄大和八木駅をおりますと、大勢の見学客が道路両脇を埋めておられ、聖火リレーが来るまで一時間近く待ちながら、やっと聖火リレーが十人ぐらいの隊を連なってこられました。真っ白のランニングシャツ、短パン、胸に五輪マークや日の丸、手には聖火を持たれ、白い煙がもくもくと高く高く舞い上がる姿に感動し、今でも強く鮮明に頭に残っております。オリンピックってすごいな、カッコいいなと、純粋に子どもながらに強く思ったところがございます。このように、幼稚園のころのスポーツの印象は今も鮮明に覚えているほどです。ぜひ三大会を通じて、県民や子どもたちが直接参加できる機会をつくっていきべきだと考えております。

そこで、お尋ねをいたします。

ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズに対する奈良県の取り組みや決意のほどをお伺いいたします。

次に、ドクターヘリについてお伺いをいたします。

本年三月二十一日に、ドクターヘリが南奈良総合医療センターに常駐され、運航が開始をされました。ドクターヘリは一一九番通報を受けた消防機関が患者の重症度を判断して、要請により、医師や看護師が搭乗して、救急現場に出動し、傷病者の治療を行いながら、医療機

関に速やかに搬送する空飛ぶICUとも言われ、救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的として運航されております。

このドクターヘリは、奈良県立医科大学附属病院が実施主体となり、原則午前八時三十分から日中の有視界飛行の日没までの時間帯とされ、巡航速度は時速二百三十キロメートル、定員は六名で、奈良県内を片道約十分でカバーをされています。

奈良県は県土の七二％が山間部で、県民の事故や病気や遭難などに対して、県民の命を守る体制が整ったことは大変うれしく、ありがたいと思うところであります。

そして、運航開始の三月から十一月までの間に、もう既に二百七十回の出動件数がございます。大活躍をしていただいております。その出動要請は、病気、外傷、交通事故など、まさしく一分一秒を争う速攻性を必要とされております。これから真冬に入りますと、病気や風邪からの重症度、あるいはまた冬山登山など危険度が増してまいります。そうなりますと、ドクターヘリの出動要請もなおふえていくのではないかと推測をいたします。ドクターヘリの出動要請に応えていただき、県民の命を守っていただくことは大変ありがたいことですが、ドクターヘリは空中での運航がゆえに慎重の上にも慎重に運航がなされると確信はいたしておりますが、安全性の絶対確保が必要でございます。

そこで、お伺いをいたします。

ヘリコプターの運航については法定上、かなりの期間の点検などが必要とされておりますが、奈良県のドクターヘリの運航上の点検期間などはどうなっているのでしょうか。また、今のドクターヘリが要請を受けて出動している場合は、関西広域連合や、あるいは他府県などへの出動要請が可能なのでしょうか。どのような対応をされていくのかお伺いをいたします。

また、安全運航の条件の一つであります、ドクターヘリの離着陸いたしますランデブーポイントの場所は、小中学校のグラウンドや運動公園などを設定されていると思いますが、現在は何カ所で運航されて

いるのか、この先、ふやしていく可能性について、お伺いをいたします。

また、もう一点、お伺いをいたします。

このように、ドクターヘリの運航、活躍によって、まさしく県民の命を守っていただくヘリコプターに対して、感謝と愛着を感じていただくために、奈良県ドクターヘリの愛称を一般公募されたらいかがかと考えております。既に運航を開始しております関西広域連合管内のドクターヘリには愛称が付けられております。紹介いたしますと、三府県ドクターヘリはKANSAIこうのとりのり、大阪府ドクターヘリはKANSAIもず、徳島県ドクターヘリはKANSAI藍バード、兵庫県ドクターヘリはKANSAIはばタン、京滋ドクターヘリはKANSAIゆりかもめと愛称がございます。そして、平成二十九年度末で導入予定の関西広域連合の鳥取県ドクターヘリが現在、その活動と役割を広く県民に理解していただくために、地域に密着した愛称を一般に公募をされております。奈良県が所有をいたしております防災ヘリは、やまと二〇〇〇、奈良県警察が所有をしておりますヘリには、あすかの愛称が付けられております。

このように、ヘリに愛称を付けることにより、なお一層、愛着や感謝の思いが上がると思っておりますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

次に、自転車を活用した観光振興についてお伺いをいたします。

先日、関西広域連合の本会議が大阪国際会議場で開会され、各県選出の議会議員が質問をされておりました。その中で、滋賀県選出の議員から、自転車を通じての関西を盛り上げたい、そういった観点からの質問がございました。その中で、昨今地方創生の取り組みとして、観光振興は一つの大きな柱となっております。そして、各自治体も観光振興には大変力を入れておられます。自転車を通じて、宿泊や滞在していただく観光産業には大変魅力があるものだと思います。

そこで、皆さんに滋賀県の例を紹介されました。皆さんは、ビワイ

チという言葉が耳にされたことはございましたか。まさしく琵琶湖一周百九十三キロメートルを自転車で走るとというのがビワイチであります。このビワイチ、今ではテレビや新聞、雑誌などで紹介されることが多くなってまいりました。しかし、五年ほど前までは今ほど有名ではなかったようです。平成二十六年度でビワイチ体験者は三千人から、平成二十七年度は五万人、昨年度は七万人がビワイチを経験されたようであります。また、ビワイチを体験された方には認定書が発行されることも人気の秘訣であったようであります。

ビワイチを経験された方は、次にサドイチへと挑戦されるようであります。サドイチとは、佐渡島一周のことであるようです。サドイチを体験された方は、次はアワイチに挑戦されるようであります。アワイチとはもう皆さんもお察しのとおり、淡路島一周のことのようであります。また、しまなみ街道。これは、広島県と愛媛県を結ぶ有名なルートであります。大変人気がございます。大勢の観光客、インバウンドの方も含めて、お越しになっております。これを受けて四国では、四国全域でサイクルツーリズムを推進しようという動きがあります。今では自転車というツールは大変注目をされ、関西広域連合においても、先般示されました関西観光・文化振興計画中間案において、スポーツツーリズムの中ではっきりと示されてまいりました。また、自転車活用推進法が昨年十二月に成立をし、来年度は自転車活用推進計画が策定される予定になっております。

そこで、奈良県内に目を移しますと、平成二十二年十二月に、奈良県自転車利用促進計画が策定をされ、自転車でめぐる奈良のエコツーリズムがうたわれております。その計画策定の趣旨は、奈良県は観光資源に恵まれ、国内外から数多くの観光客が訪れてまいります。奈良の観光資源を見ますと、県内一円に広く分布をしています。ゆったりと空間を楽しむ歴史的町並みが多く残されております等の特徴を有しております。これまで、歩く奈良をテーマとして、観光振興に取り組んでまいりましたが、より広い地域を効率的に移動できる自転車を利

用すれば、歩くとは違った周遊観光が可能になると考えられております。

また近年、地球温暖化対策で、環境に優しく、健康増進にも寄与する自転車利用が見直されつつあり、県内でも過度な自動車利用の抑制や、県民の健康づくりに自動車から自転車利用への転換を促していくことが求められております。

これまで県では、大規模自転車道の整備に取り組んでまいりましたが、ネットワークの連続性や地域との連携、利用促進の観点からの施策は十分とはいえず、結果として大規模自転車道はあまり利用されていない状況にあったのではないかと考えられます。

我が国の観光動向は団体から個人へと移行しつつあり、質の高い体験型観光を求められる今後は、地域の特性や利用者の多様なニーズを踏まえ、自転車の利用環境を充実させることが重要であると思います。

こうした背景から、奈良県自転車利用促進計画を策定いたしました。今後は広範囲の周遊観光の促進で、観光振興や地域活性化を図り、健康増進や環境に優しいまちづくり実現に向けて取り組み、地域が一丸となって自転車を利用しやすい環境をつくり、守り、育てることにより、奈良県全体としての発展を目指すとされております。

そのような中、京都嵐山から奈良、そして和歌山港に至ります総延長百八十キロメートルの広域周遊自転車道、京奈和自転車道が県内奈良市から五條市に至る延長約七十五キロメートルにおいて、二〇二〇年に向けて県内ルートが整備が進められてまいりました。その一部区間が県内初めて、大和郡山市下三橋町から長安寺町まで約四・四キロメートル間が本年十月十三日に供用をされました。しかし、京奈和自転車道における整備はこれから本格的に進められていくようです。

そこでお伺いをいたします。

京奈和自転車道の走行上の安全性の確保を含めた今後の整備について、どのように取り組んでいかれるのか。また、観光施策をはじめとする自転車の利用促進に向けた環境づくりについて、どのような取り

組みを行うのか、県土マネジメント部長にお伺いをいたします。

次に、高齢者の運転免許証代理返納について、警察本部長にお伺いをいたします。

私はこれまで、高齢者の交通事故防止について、いろいろな角度から県議会において質問をさせていただき、県警察とともに取り組んでまいりました。

奈良県においても、交通事故の六十五歳以上の方が関係する割合が約七〇%にもなっております。また、高齢者の運転ミスによりブレーキとアクセルの踏み違いによるコンビニエンスストアや商業施設駐車場での大事故や人身事故が全国で多発しております。

そのような中、運転免許証の自主返納が制度化されておりますが、運転免許証の自主返納は県警察の運転免許センターか警察署に本人が出向いて手続するのが原則ですが、二〇一五年、道路交通法の改正で、七十五歳以上の高齢者ドライバーの認知機能検査を強化されたことを受けて、本人署名の委任状を持参した家族等の代理人による返納を認めるなど、運転免許証返納をめぐる環境整備が全国で広がっているとの報道もございます。

この代理返納が可能な警察が全国三十都道府県で実施されているとのことであります。しかし、奈良県ではこの運転免許証自主返納代理制度は認められておりません。認められていないのは、近畿地方では奈良県と和歌山県の二県だけのようであります。

代理返納は、入院や施設入所者の高齢者を想定し、三親等以内の家族や施設管理者など、各都道府県で定めた代理人が本人署名の委任状を持って免許証を返納します。一部では、交通機関での割引にも示す運転経歴証明書も同時に申請する環境整備が全国で広がっております。

運転免許証の自主返納は、高齢者運転者の事故防止に向けた有効な取り組みの一つであります。高齢者を持つ家族にあっては、運転をやめてほしい願いがあるものの、ご本人と一緒に警察署まで赴くことができず、不安を持ち続けている方もおられます。これらご家族の不

安を解消するためにも、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整えることが不可欠と考えております。また一方で、返納してほしい家族と、したくないご本人との間に温度差があるケースも想定されます。

奈良県においては過疎化が進み、人口が減少していくことに伴い、公共交通機関のバス路線が廃止されたり、タクシーが配車できなくなったりする今日がございます。自動車は高齢者にとりましては足であり、生活そのものではないかと思えます。

そこでお伺いをいたします。

奈良県において、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境整備と、ご本人が納得して返納されるようにこれから取り組むべきと考えますが、警察本部長のご所見をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松尾勇臣） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十四番田尻議員のご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問は、民泊サービスについて、これからの取り組みの方針ということでございます。

議員お述べのように、住宅を活用して宿泊サービスを提供する施設数についての把握でございますが、インターネット上の民泊仲介サイトによりますと、本県では三百五十件程度の施設が掲載されております。そのうち約二百五十件が奈良市に所在いたします。民泊仲介サイト掲載施設は、住所が非公開であることから、サイトの地図上で表示された位置をもとに保健所が実地調査をして、特定できた無許可の施設に対して、旅館業法の営業許可を取得するように指導しております。

一方、議員お述べのように、本年六月に公布された住宅宿泊事業法により、民泊サービスが規定され、来年六月の施行により、都道府県

または保健所設置市、本県においては奈良市でございますが、それらへの届出を行って、事業を始められるようになります。

また法律では、騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、県と奈良市がそれぞれ区域を定めた上で、百八十日以内と規定されている民泊サービスを実施する期間を条例により制限できることとされております。

そこで県といたしましては、条例制定の際は、以下の観点が重要だと認識をしております。

一つには、本法律の趣旨を踏まえまして、客室数が少ない本県において、多様化するニーズに対応する新たな宿泊形態として観光客の選択肢を広げていく観点でございます。二つ目は、世界遺産をはじめとする貴重な文化財を有する古都奈良の地域特性を十分考慮する観点でございます。三つ目は、事業者が宿泊者や周辺住民への法的義務をしっかりと果たすことにより、周辺的生活環境の悪化を防止することでございます。今後、有識者を加えました検討会議での議論や市町村の意向も踏まえた上で、来年二月議会への上程を目途に取り組んでまいりたいと思っております。

奈良市内につきましては、奈良市が条例を制定することになりますが、十分協議をして、県と奈良市で方針の整合性をとっていきたいと考えております。

また、法令上の対応に加えまして、生活環境への悪影響を防止するために、必要な事項などにつきましては、県としてのガイドラインを定めて、実効ある指導監督体制を整えていきたいと思っております。

二つ目のご質問は、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズについての県の取り組みという質問でございます。

議員お述べのとおり、二〇一九年のラグビーワールドカップを皮切りに、ゴールデン・スポーツイヤーズといわれる三年間にスポーツのビッグイベントが連続して開催されます。

県といたしましても、これらの国際大会開催の機会に県民のスポーツへの関心を高め、全国的な盛り上がりの一翼を担うとともに、大会の活用・連携を通して、本県のブランド力やおもてなし力を高め、インバウンド等による地域の活性化につなげていきたいと考えております。

ラグビーワールドカップは来年春ごろに組織委員会により、公認キャンプ地が決定される予定でございます。県内では天理市がこのキャンプ地に応募をされております。本年七月には、県、天理市、競技団体などによるキャンプ地推進実行委員会が設立され、組織委員会への働きかけ、調整が進められているところでございます。

東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、事前キャンプ地の早期決定に向け、各国のオリンピック委員会や競技団体等への招致活動を行っております。この東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、今年度から大会フラッグが全国巡回展示されており、県内には来年八月の約一カ月間、展示されると聞いております。

また、開催年には聖火リレーが全国展開されますが、これに向けて来年度、県実行委員会を立ち上げ、基本計画を策定する予定でございます。この計画で、県内のルート、式典会場、ランナー選考や県民参加など、基本的な考え方をまとめることとしております。

また、ワールドマスターズゲームズは今年度、開催地である葛城市、吉野町とともに実行委員会を立ち上げ、来年度は基本計画を策定いたしました。大会開催に向けての諸準備に取り組んでまいりたいと思っております。

引き続き、国等関係機関や市町村と連携して、遺漏なきを期して、精力的に取り組んでまいりたいと思っております。

ドクターヘリについてのご質問がございました。点検のこと、ランデブーポイントのこと、愛称の募集のことについてのご質問でございます。

ヘリコプターは、航空法に基づく対空検査や航空会社の整備規定に

よる定期点検などを実施しなければなりません。またドクターヘリでは、さらに安全運航のための機体やエンジンの点検を追加して行っていただいております。

ドクターヘリの運航は、機体の調達も含めまして、運航会社に委託をしております。点検期間中は、運航会社が代替機を確保し、途切れない運航をしていただいております。天候不良などで運航できない場合がありますが、検査や点検による運休はなく、毎日運航できる体制を取っております。

議員お述べのように、この八カ月で二百七十回の出動でございますが、毎日一回以上の出動実績となっております。また、出動中に別の事案が発生し、要請が重複した場合には、共同利用協定に基づきまして、大阪府、和歌山県、三重県のドクターヘリに応援を要請することとしております。今年度十一月末までの八カ月間に三府県に計六回要請をいたしました。

今後は奈良県ドクターヘリも応援に行く相互応援体制を構築するなど、紀伊半島の救急医療や災害医療のさらなる充実に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、ランデブーポイントに関するご質問がございました。

救急車からドクターヘリに傷病者を引き継ぐため、事前に安全を確認したランデブーポイントと呼ばれる着陸場所を定めております。救急現場から近いほど、早期に医師が初期治療を行えるため、消防機関と連携し、ランデブーポイントをふやす取り組みを行っております。現在、小中学校のグラウンドや運動公園など県内に百四十三カ所を設定しておりますが、さらに四十一カ所の追加調査を行っておるところでございます。特に南部や東部の山間地域では、ドクターヘリは有効でございます。こういった地域でのランデブーポイント確保に力を入れていきたいと思っております。

奈良県ドクターヘリの導入以来、これまで順調に運航することができておりますが、議員お述べのとおり、県民の皆様がドクターヘリの

活動を理解し、愛着を持っていただくことは大変重要なことだと思います。これまで広報紙への掲載やイベントでの啓発活動などを実施してまいりました。議員ご紹介の他地域のドクターヘリの愛称につきまして、他府県の状況を研究しながら、愛称導入について今後検討してまいりたいと考えております。

他の質問は部長がお答え申し上げます。ご質問ありがとうございました。

○副議長（松尾勇臣） 山田県土マネジメント部長。

◎県土マネジメント部長（山田哲也） （登壇）田尻議員から私には、自転車を活用した観光振興についてご質問がございました。二つございまして、一つ目は京奈和自転車道の走行上の安全性の確保を含め、どのように取り組んでいくのか。二つ目は、自転車の利用促進に向けた環境づくりについてのご質問でございました。

まず、一つ目のご質問で、京奈和自転車道に関してでございますが、京都嵐山から和歌山港に至る延長約百八十キロメートルの自転車道です。

奈良県内では約七十五キロメートルについて、既存の大規模自転車道を利用する十六キロメートル区間を除きまして、現在整備を進めており、本年十月には大和郡山市内で約四・四キロメートルを県内で初めて供用いたしました。京奈和自転車道の整備により、自転車利用者の行動範囲を広げ、府県をまたいで走行するツーリングなどの周遊観光が促されることを期待してございます。

現在の整備状況でございますけれども、安全性の確保という点では、河川管理用通路や既存の大規模自転車道の活用が可能な区間では、自動車交通と分離することで、安全性の確保を図ってございます。また、全線にわたりまして、案内サインや注意喚起サインを設置したり、あるいは路側の看板や路面標示により、京奈和自転車道という統一的な

空間を演出することを目指してございます。

今後の進捗、見込みでございますが、現在、用地買収が必要な箇所や他機関との協議が必要な箇所四カ所について、協議を開始してございますが、現時点でも大和郡山市観音寺町で、鉄道事業者から厳しい意見が出されるなど、協議難航箇所もございます。今後もこのような課題が発生することも想定されますが、二〇二〇年を目途に、構造的な工夫等により、ルートをつなぐことで、京奈和自転車道の概成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の、自転車の利用促進に向けた取り組みでございまして。

この取り組みも、県民の意識の高まりに応えるとともに、国の内外から来訪される方のために、奈良県の隅々までゆっくり楽しんでいただける移動手段を提供するという意味から、大変重要な施策であると認識してございます。

例えば、先ほどお答えしました京奈和自転車道に関しましては、沿線に多くの歴史・文化資産や観光資源があり、これらをわかりやすく紹介することや案内サインを充実することにより、自転車の特性を生かした周遊観光の促進につなげたいと考えております。

また、自転車利用の環境づくりの一環といたしまして、例えば、サイクリストにやさしい宿を五十五カ所、自転車の休憩所を百五十一カ所、認定してまいりました。引き続き、認定施設の増加と利用者への周知を図ってまいりたいと思います。あわせまして、平成二十五年度からは、自転車利用者をサポートするサイクリングステーションを二カ所オープンするなど、さまざまな取り組みを引き続き、進めてまいりたいと思います。

今後も、機動性と適度な広域性をあわせ持つ自転車ならではの新しい発見を楽しみ、さらに健康増進にもつなげていただけるよう、自転車利用環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

○副議長（松尾勇臣） 安田警察本部長。

◎警察本部長（安田浩己） （登壇）二十四番田尻議員から私には、高齢者の方の運転免許証の代理返納について、ご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

運転免許の自主返納につきましては、高齢運転者の交通事故防止に資するとの観点から、県警察におきましても、制度の概要等を記載したリーフレットを作成したり、運転免許センターの運転適性相談窓口で専門知識の豊富な保健師を配置するなど、自主返納制度の周知や相談体制の充実に努めてきたところであります。

一方、特に高齢者の中には、自主返納したくても、警察署等に赴くことができない方もおられますので、こうした方であっても自主返納ができるような対策を講ずる必要があると認識しております。

その一つの方策として、議員ご指摘のとおり、他府県におきましては本人署名の委任状を持った家族等、代理人が運転免許の自主返納の手続を行う代理返納を可能としているところがございます。

ただ、この代理返納につきましては、運転をやめてほしいと願うご家族とご本人との間に温度差があるケースも多く、確実な本人の意思確認ができないおそれがありますことから、当県においては現時点、導入を見送っております。

その代わりに、ご本人が警察署等に赴くことが困難な特段の事情がある場合には、警察官がご自宅や入院先等を訪問し、直接ご本人の意思を確認した上で、自主返納の手続を行っているところであります。

しかしながら、今後自主返納したくても、警察署等に赴くことができない高齢者はどんどん増加をしてくると見込まれます。全ての方のご自宅等に警察官が訪問することは困難になるということも考えられますので、この代理返納につきましても、すでに実施している府県の状況を踏まえまして、意思確認の方法を工夫するなどして、導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（松尾勇臣） 二十四番田尻匠議員。

◆二十四番（田尻匠） 知事はじめ、理事者の皆様方には丁寧に前向きなご答弁をいただいたと、理解をいたしております。ぜひとも、各諸問題について、前向きに取り組みをお願い申し上げますとともに、ラグビーワールドカップ二〇一九、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズの取り組みにつきましても、知事もご理解をいただいておりますが、積極的に取り組みをしていただきたいと、強くお願いを申し上げますとともに、昨日、県民的な行事でございました奈良マラソンがございました。大変多くの皆さん方が出走をされました。一万七千四百八十一名の皆さん方が走られたようでございます。知事も元気強く、スタートの時の挨拶も拝聴いたしました。この県議会の中でも昨日参加して、走っていただいた方が数名おられるようでございますが、きょうお顔を見ますと、ここにおられるということは完走されたということで、元気でお帰りをいただいております。参加型のスポーツ、あるいは心を一つにするという意味では大変大きな競技だと考えております。ぜひとも、力強いご支援をお願い申し上げたいと思っております。

もう一点は、ドクターヘリについてであります。安全上、あるいは県民の皆様方の関心度も非常に高いところでございますが、実は小学校の子どもさんなどにお伺いをいたしますと、将来何になりたいという話をしますと、私はドクターヘリになりたいと、こういう小学校の子どもさんが大変多くなってきているようにあります。なぜかと申し上げますと、テレビ等で有名なコードブルーということで、大変関心度が高く、そして、去年、ことしのクリスマスのプレゼントにはこのコードブルーのCDが大変な売れ行きのものでございます。そういう意味では、県の推し進めてまいりました施策が子どもたちを含めて、大変関心があることは非常にありがたいことだと思っております。知事の

答弁を良としながら、ぜひとも力強く進めていただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。